

小樽市新総合体育館整備事業
設計施工一括請負契約書（案）

令和 7 年 1 月
（令和 7 年 2 月修正版）

小樽市

設計施工一括請負契約書

- 1 事業名 小樽市新総合体育館整備事業
- 2 事業場所 小樽市花園5丁目2番4号
- 3 事業期間 契約締結日から令和 年 月 日まで
(うち工事工期) (着工: 令和 年 月 日 完成: 令和 年 月 日)
- 4 請負代金額 ¥ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)
- 5 契約保証金 設計施工一括請負契約約款第4条第1項ただし書きの規定により
免除
- 6 建設発生土の搬出先等 別途定める
- 7 解体工事に要する費用等
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体等の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

上記の事業について、小樽市（以下「市という。」）と建設事業者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって事業の契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約は仮契約とし、小樽市議会において契約議決の可決があったときに本契約に移行するものとする。ただし、契約議決の否決があったときは、この仮契約は解除するものとする。）

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 7 年 月 日

市 小樽市

小樽市長 迫 俊哉 印

建設事業者 ●●●●● 共同企業体
代表企業
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称
代表者名 印

小樽市新総合体育館整備事業

設計施工一括請負契約約款（案）

目 次

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (関連工事の調整)	1
第4条 (契約の保証)	2
第5条 (業務責任者)	2
第6条 (権利義務の譲渡等)	3
第7条 (本件土地の使用)	3
第8条 (本件土地の調査)	3
第9条 (調査等の第三者への委託)	4
第2章 業務に関する変更	4
第10条 (条件変更等)	4
第11条 (市の請求による要求水準書の変更)	5
第12条 (建設事業者の請求による要求水準書の変更)	5
第3章 設計業務	6
第13条 (本施設の設計)	6
第14条 (設計に関する第三者の使用)	7
第15条 (設計状況の確認)	7
第4章 本施設等の建設	8
第1節 総則	8
第16条 (本施設等の建設)	8
第17条 (施工計画書等)	8
第18条 (建設工事期間中の第三者の使用)	9
第19条 (現場代理人及び主任技術者等)	9
第20条 (工事関係者に関する措置請求)	10
第21条 (下請負人の健康保険等加入義務等)	10
第22条 (工事監理者の設置)	11
第23条 (工事現場における安全管理等)	11
第24条 (本施設の建設に伴う近隣対策)	12
第2節 市による確認	12
第25条 (中間検査)	12
第26条 (市による説明要求及び建設現場立会い)	12
第3節 工事の中止・工期の変更等	13
第27条 (工事の中止)	13
第28条 (本件土地が不用となった場合の措置)	14
第29条 (工事開始予定日の変更等)	14
第30条 (引渡予定日の変更)	14

第 31 条（引渡予定日の変更等に係る協議）	15
第 4 節 損害等の発生	15
第 32 条（臨機の措置）	15
第 33 条（一般的損害）	15
第 34 条（本施設等の建設に伴い第三者に及ぼした損害）	15
第 5 節 本施設等の完成及び引渡し	16
第 35 条（建設事業者による本施設等の自主完成検査）	16
第 36 条（市による完成確認）	16
第 37 条（市による本施設等の所有）	17
第 38 条（契約不適合責任）	17
第 5 章 請負代金額の支払	19
第 39 条（請負代金の支払）	19
第 40 条（部分使用）	19
第 41 条（前金払及び中間前金払）	19
第 42 条（保証契約の変更）	20
第 43 条（前払金の使用等）	20
第 44 条（部分払）	20
第 45 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	21
第 6 章 契約期間及び契約の終了	23
第 1 節 契約期間	23
第 46 条（契約期間）	23
第 2 節 建設事業者の責めに帰すべき事由による解除	23
第 47 条（市の損害賠償請求等）	23
第 48 条（建設事業者の損害賠償請求等）	24
第 49 条（公共工事履行保証証券による保証の請求）	24
第 50 条（市の催告による解除権）	25
第 51 条（市の催告によらない解除権）	25
第 52 条（談合行為に対する措置）	26
第 53 条	27
第 3 節 市の責めに帰すべき事由による解除	27
第 54 条（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	27
第 55 条（建設事業者の催告による解除権）	27
第 56 条（建設事業者の催告によらない解除権）	27
第 57 条（建設事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	27
第 4 節 法令の変更・不可抗力による契約解除	28
第 58 条（法令の変更による契約の解除）	28
第 59 条（不可抗力による契約解除）	28
第 60 条（法令の変更・不可抗力による解除の場合の取り扱い）	28
第 5 節 市の任意による契約解除	28

第 61 条（市の任意による解除）	28
第 6 節 事業終了に際しての処置	28
第 62 条（事業終了に際しての処置）	28
第 63 条（不正行為に伴う賠償金）	29
第 7 章 法令の変更	30
第 64 条（法令の変更）	30
第 65 条（法令の変更による費用・損害の扱い）	30
第 8 章 不可抗力等	32
第 66 条（不可抗力）	32
第 67 条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	32
第 68 条（第三者の責めに帰すべき事由による本施設等の損害）	33
第 9 章 知的財産権等	33
第 69 条（著作物の利用及び著作権）	33
第 70 条（著作権の侵害の防止）	34
第 71 条（特許権等の使用）	34
第 10 章 その他	35
第 72 条（公租公課の負担）	35
第 73 条（建設事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）	35
第 74 条（遅延損害金）	35
第 75 条（秘密保持）	35
第 76 条（個人情報保護）	36
第 77 条（情報通信の技術を利用する方法）	36
第 78 条（この契約の変更）	36
第 79 条（契約に定めのない事項）	37
第 80 条（疑義の解釈）	37
第 81 条（あっせん又は調整）	37
第 82 条（仲裁）	37
第 83 条（下請代金の支払事項等の遵守）	37
別紙 1 用語の定義	38
別紙 2 事業日程	40
別紙 3 業務の委託又は請負企業一覧	41
別紙 4 保険	42
別紙 5 請負代金額の算出方法及び請負代金額等の支払方法	43
別紙 6 物価変動に基づく請負代金額の改定方法	45

第1章 総則

第1条（総則）

市及び建設事業者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、入札説明書等に
従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、入札説明書等及び事業者提案を内容
とする設計施工一括請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 建設事業者は、施設整備業務及びこれに付随又は関連する一切の業務を行う。
- 3 建設事業者は、契約書記載の工事を契約書記載の事業期間内に完成し、工事目的物を市
に引き渡すものとし、市は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法
等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、
建設事業者がその責任において定める。
- 5 建設事業者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わ
なければならない。
- 7 この契約の履行に関して市と建設事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して市と建設事業者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の
定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89
号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に関する訴訟に係る専属的管轄裁判所は、市の所在地を管轄区域とする札幌
地方裁判所とする。
- 13 建設事業者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づくす
べての行為を代表企業に対して行うものとし、市が代表企業に対して行ったこの契約
に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、
また、建設事業者は、市に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代
表企業を通じて行わなければならない。

第2条（用語の定義）

この契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるほか、入札説明書
等に定義されるところに従うものとする。

- 2 この契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、この契約の
各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条（関連工事の調整）

市は、建設事業者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工
上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとす
る。この場合においては、建設事業者は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な
施工に協力しなければならない。

第4条（契約の保証）

建設事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。ただし、市があらかじめ、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - （4）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - （5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 建設事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、次の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- （1）建設事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - （2）建設事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - （3）建設事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により、建設事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、建設事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条（業務責任者）

建設事業者は、施設整備業務について総合的な調整を行う施設整備業務責任者を、この契約の締結後速やかに配置し、市に通知する。本項の業務責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 建設事業者は、施設整備業務について、各業務責任者を配置し、市に通知する。本項の業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、本項の業務責任者の選任及び変更の要件はこの契約の規定に従う。

- 3 市は、前2項に基づき配置又は変更された業務責任者が、入札説明書等に定める基準に合致していない等、合理的な理由がある場合には、30 日以上の猶予期間を設けて、当該業務責任者を変更するよう建設事業者を求めることができる。

第6条（権利義務の譲渡等）

建設事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 建設事業者は、設計図書（未完成の設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 建設事業者は、本施設等並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第36条第1項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 建設事業者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することが明らかになったときは、市は、特段の理由がある場合を除き、建設事業者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 5 建設事業者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を明らかにする書類を市に提出しなければならない。

第7条（本件土地の使用）

本施設等の整備は、本件土地において行う。本件土地の管理は建設事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。建設事業者は、本事業に必要な範囲について本件土地を無償で使用する事ができる。

- 2 建設事業者は、第8条第4項及び同条第5項に基づき市が増加費用及び損害を負担する場合を除き、本件土地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、これを市に請求しない。
- 3 本施設等の建設に要する仮設資材置場等を本件土地以外に確保する場合は、建設事業者の責任及び費用負担において行う。

第8条（本件土地の調査）

建設事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査を、既に市が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、建設事業者は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ、市に連絡しなければならない。

- 2 前項の調査結果に不備又は誤謬等がある場合には、建設事業者は、当該不備又は誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

- 3 建設事業者は、第1項の調査を行った結果、本件土地に関する市からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、市及び建設事業者は、その対応を協議する。
- 4 本件土地に関する事前開示情報の誤謬に起因して本件工事が遅延した場合又は市若しくは建設事業者が本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者と協議の上、引渡予定日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
- 5 建設事業者は、本件土地に市の把握していない土壌汚染及び地中障害物等があった場合には、その旨を直ちに市に通知し、市及び建設事業者はその対応を協議する。なお、本件土地について、本件土地に関する事前開示情報及び建設事業者において合理的に入手可能な本件土地に関する情報からは合理的に予測できない土壌汚染及び地中障害物等があったことに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合又は市若しくは建設事業者が本事業の実施について増加費用及び損害が発生する場合には、市は、建設事業者と協議の上、引渡予定日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。ただし、建設事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する工期の遅延に対応した引渡予定日の延期は行わず、またこれに起因する増加費用及び損害については、市は負担しない。
- 6 市は、必要と認めた場合には随時、建設事業者から第1項の調査に係る事項について報告を求めることができる。

第9条（調査等の第三者への委託）

建設事業者は、市の承諾を得た場合に限り、前条の調査を第三者に委託することができる。

- 2 前項の規定による調査の委託は、すべて建設事業者の責任及び費用負担において行うものとし、調査の委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由により、本事業の実施について増加費用及び損害が発生したときは、建設事業者は、その費用を負担しなければならない。

第2章 業務に関する変更

第10条（条件変更等）

建設事業者は、本事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

- （1）要求水準書の誤謬があること。
- （2）本件土地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、この契約等に表示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
- （3）この契約等で明示されていない本件土地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

- 2 市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を建設事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

第11条（市の請求による要求水準書の変更）

市は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を建設事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 2 建設事業者は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、14日以内に、市に対して次に掲げる事項を通知し、市と協議を行わなければならない。
 - （1）要求水準書の変更に対する意見
 - （2）要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - （3）要求水準書の変更に伴う請負代金額の変更の有無
- 3 第1項若しくは前条第2項の通知の日から14日以内に建設事業者から市に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく建設事業者から市への通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又は請負代金額を変更し、建設事業者へ通知することができる。この場合において、建設事業者へ増加費用又は損害が発生したときは、市は必要な費用を負担しなければならない。ただし、建設事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書の変更を求める旨を建設事業者へ通知することができる。

第12条（建設事業者の請求による要求水準書の変更）

建設事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を市へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- （1）要求水準書の変更の内容
 - （2）要求水準書の変更の理由
 - （3）建設事業者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - （4）建設事業者が求める要求水準書の変更に伴う請負代金額の変更の有無
 - （5）建設事業者が求める要求水準書の変更に伴い設計図書等の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 市は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、建設事業者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、建設事業者と協議を行わなければならない。
 - 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、市は、要求水準書、事業日程又は請負代金額の変更について定め、建設事業者へ通知する。
 - 4 要求水準書の変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書等の変更を求める旨を建設事業者へ通知することができる。
 - 5 建設事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第3章 設計業務

第13条（本施設の設計）

本施設の基本設計及び実施設計は、この契約に従い、建設事業者の責任及び費用負担において行う。

- 2 建設事業者は、基本設計が本契約等に適合するものであることについて、基本設計の設計図書を提出して市の確認を受けなければならない。
- 3 市は、前項の書類の提出を受けた場合においては、基本設計の設計図書の内容がこの契約等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいてこの契約等に適合することを確認したときは、その旨を建設事業者に通知しなければならない。
- 4 市は、第2項の書類の提出を受けた場合において、基本設計の設計図書の内容がこの契約等に適合しないことを認めたとき又は設計図書の記載によってはこの契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して建設事業者に通知しなければならない。
- 5 建設事業者は、前項、第11条第4項又は前条第4項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第2項の市の確認を受けるものとする。ただし、前項、第11条第4項又は前条第4項の通知に対して建設事業者が設計図書を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると市が認めたときは、この限りでない。この場合において、市は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては建設事業者の負担とし、第11条第4項又は前条第4項の通知を受けた場合においては市の負担とする。
- 7 建設事業者は、第2項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- 8 第2項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の市による確認について準用する。この場合において、「この契約」とあるのは「この契約及び基本設計」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から前項までに規定する手続は、建設事業者の本施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。
- 10 設計業務に起因して本施設等の完工が遅延した場合又は設計業務に起因して建設事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者と協議の上、引渡予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
 - (2) 建設事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、建設事業者は、当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、第65条又は第67条に従う。

- 1 1 設計業務に起因して（原因の如何を問わず設計図書等の変更があった場合を含む。）本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分を請負代金額から減額する。なお、前文の規定は、建設事業者が、請負代金額の減額につながる設計図書等の変更の提案を、建設事業者の適正な利益を確保した上で市に対して行うことを妨げるものではない。また、建設事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第14条（設計に関する第三者の使用）

建設事業者は、設計業務を構成員に委託するほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、設計業務の一部を構成員以外の第三者に委託することができる。

- 2 前項により設計業務の一部を受託した者が、さらに当該業務の一部を他の第三者（以下「協力企業等」という。以下本条において同じ。）に下請し又は再委託する場合には、建設事業者は、市に対して速やかにその旨を通知し、市の事前の書面による承諾を受けなければならない。
- 3 建設事業者は、前2項の規定に基づく市の承諾を得た後に設計業務の一部の遂行の委託等を行う協力企業等を変更する場合には、市に対して当該変更後の第三者について、前2項と同様の手続を経なければならない。
- 4 前3項の規定による設計業務の委託は、全て建設事業者の責任及び費用負担において行うものとし、協力企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 建設事業者は、第1項又は第3項に規定する設計業務の協力企業等への委託を行った場合に、市から当該委託に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに市に提出しなければならない。
- 6 協力企業等の責めに帰すべき事由により、本事業の実施について増加費用及び損害が発生したときは、建設事業者は、その費用を負担しなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する設計業務の協力企業等の故意又は過失によりこの契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった協力企業等の変更を、建設事業者に求めることができる。新たな協力企業等の市による承諾については、第3項の手続に従う。また、建設事業者が市の変更要求のあった日から3か月以内に合理的理由なく市の要求する協力企業等の変更に応じない場合は、市はこの契約を解除することができる。当該解除については、第47条及び第48条の定めに従う。

第15条（設計状況の確認）

市は、本施設がこの契約等に基づき設計されていることを確認するために、この契約に定める確認のほか、本施設の設計状況その他について、建設事業者に通知した上でその説明を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 建設事業者は、前項の確認の実施について市に可能な限りの協力を行い、必要かつ合理的な説明及び報告を行うとともに、市が要求した場合、設計企業をして、必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

- 3 市は、第1項の確認の結果、本施設の設計がこの契約等に適合しないと認めるときは、建設事業者に対し、その適合しない点を指摘して是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、建設事業者が負担する。

第4章 本施設等の建設

第1節 総則

第16条（本施設等の建設）

建設事業者は、自らの責任及び費用負担において、事業日程に従い、適用ある法令を遵守の上、この契約等に基づいて本件工事を完成させるものとする。

- 2 本施設等の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、建設事業者がその責任において定める。
- 3 建設事業者は、本章の規定に基づき市へ資料等を提出し、あるいは連絡を行ったこと、また、それに対し市が確認等を行ったことをもって、この契約上の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。
- 4 建設事業者は、本施設等の工期中、自ら、構成員をして別紙4に規定する保険に加入することとし、保険料は、建設事業者、構成員が負担する。建設事業者は、各工事開始予定日までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写しを提出しなければならない。
- 5 施設整備業務（設計業務を除く。以下本項及び次項において同じ。）に起因して本施設等の完工が遅延した場合又は施設整備業務に起因して建設事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者と協議の上、引渡予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
 - (2) 建設事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、建設事業者は、当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、本施設等の完工が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、第65条又は第67条に従う。
- 6 施設整備業務に起因して（原因の如何を問わず建設方法の変更や本件完工予定日の変更があった場合を含む。）本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分を請負代金額から減額する。なお、前文の規定は、建設事業者が、請負代金額の減額につながる変更の提案を、建設事業者の適正な利益を確保した上で市に対して行うことを妨げるものではない。また、建設事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第17条（施工計画書等）

建設事業者は、要求水準書に示す着工前提出書類を建設業務開始前に市に提出しなければならない。

- 2 建設事業者は、市に提出した工事工程表に変更が生じた場合には、速やかに市に通知しなければならない。

- 3 建設事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった場合には速やかに提示しなければならない。
- 4 建設事業者は、要求水準書に示す施工中の提出書類を施工時に市に提出しなければならない。
- 5 市は、建設事業者から施工体制台帳の写しの提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

第18条（建設工事期間中の第三者の使用）

建設事業者は、施設整備業務（設計業務を除く。以下本条において同じ。）を構成員に請け負わせるほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、施設整備業務の一部を構成員以外の第三者に請け負わせることができる。

- 2 前項の規定により施設整備業務の一部を受注した者がさらに当該業務の一部を他の第三者（以下市から直接委託を受けた者と合わせて「協力企業等」という。以下本条において同じ。）に請け負わせる場合には、建設事業者は、市に対し、速やかにその旨通知し、市の事前の書面による承諾を受けなければならない。
- 3 建設事業者は、前2項の規定に基づく市の承諾を得た後に、施設整備業務の一部の遂行の委託等を行う協力企業等を変更する場合には、市に対して当該変更後の第三者について、前2項と同様の手続を経なければならない。
- 4 前3項の規定による施設整備業務の発注は、すべて建設事業者の責任において行うものとし、協力企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 建設事業者は、第1項又は第3項に規定する施設整備業務の協力企業等への発注を行った場合に、市から当該発注に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに市に提出しなければならない。
- 6 協力企業等の責めに帰すべき事由により、本事業の実施にかかる増加費用及び損害が発生したときは、建設事業者は、その費用を負担しなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する施設整備業務の協力企業等の故意又は過失によるこの契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった協力企業等の変更を、建設事業者に求めることができる。新たな協力企業等の市による承諾については、第3項の手続に従う。また、建設事業者が市の変更要求のあった日から3か月以内に合理的理由なく市の要求する協力企業等の変更に応じない場合には、市はこの契約を解除することができる。当該解除については、第47条及び第48条の定めに従う。

第19条（現場代理人及び主任技術者等）

建設事業者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- （1）現場代理人

- (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと。
- 3 市は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 建設事業者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、主任技術者又は専門技術者をいう。以下同じ。）は、これを兼ねることができる。

第20条（工事関係者に関する措置請求）

市は、現場代理人がその職務（監理技術者等と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市は、監理技術者等（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他建設事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 建設事業者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。
- 4 建設事業者は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に建設事業者に通知しなければならない。

第21条（下請負人の健康保険等加入義務等）

建設事業者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者及び建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、市の指定する期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出をした事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を建設事業者が提出したときはこの限りではない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、建設事業者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 建設事業者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合において、建設事業者が、市の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、確認書類を市に提出したとき
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ建設事業者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると市が認め、その旨を通知した日から 30 日（市が建設事業者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当な理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を市に提出した場合
ロ前号に定める特別の事情があると市が認める場合
- 3 市は、次の各号に掲げる場合は、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を行うとともに、併せて小樽市工事成績評定要領に基づき、工事施行成績の減点を行うものとする。
- (1) 当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき
- (2) 当該社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、同号ロに定める特別の事情があると認められなかったとき

第22条（工事監理者の設置）

建設事業者は、工事監理業務を構成員に委託するほか、市の承諾を受けた場合に限り、工事監理業務の一部を構成員以外の第三者に委託することができる。

- 1 建設事業者は、工事監理者をして、市に対し、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に対し、本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は建設事業者に対し、工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 2 工事監理者の設置は、すべて建設事業者の責任及び費用負担において行うものとし、工事監理者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 工事監理者の責めに帰すべき事由により、本事業の実施にかかる増加費用及び損害が発生したときは、建設事業者は、その費用を負担しなければならない。

第23条（工事現場における安全管理等）

建設事業者は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本件土地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の実施に関して、建設機械

器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用は建設事業者が負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により増加費用が発生した場合には、第 65 条又は第 67 条に従う。

第24条（本施設の建設に伴う近隣対策）

建設事業者は、本件工事に先立ち、本件工事に必要な範囲内で、また自らの責任及び費用負担において、近隣住民（近隣事業者を含む。以下同じ。）に対し、工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。以下本条において同じ。）等の説明を行わなければならない。建設事業者はその内容につき、あらかじめ市に対して説明を行う。市は、必要と認める場合には、建設事業者が行う説明に協力する。

- 2 建設事業者は、自らの責任及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害その他の本件工事が周辺環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。建設事業者は、市に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 建設事業者は、あらかじめ、市の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。なお、この場合において、市は、建設事業者が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、市及び建設事業者は協議の上、速やかに、引渡予定日を合理的な期間だけ延期することができる。
- 5 建設事業者は、近隣対策の結果、建設事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して市及び建設事業者に本事業の実施について発生した増加費用及び損害については、市が負担する（逸失利益を除く。）。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は市がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、市及び建設事業者は協議の上、速やかに、引渡予定日を合理的な期間だけ延期する。

第2節 市による確認

第25条（中間検査）

市は、この契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、工事の施工の中途において検査をすることができるものとし、その費用は、建設事業者の負担とする。

第26条（市による説明要求及び建設現場立会い）

市は、本件工事の進捗状況について、随時、建設事業者に対して報告を求めることができ、建設事業者は、市から求められた場合にはその報告を行わなければならない。また、市は、本施設等がこの契約等及び設計図書等に従い建設されていることを確認するため、建設事業者にあらかじめ、通知した上で、建設事業者に対して中間確認を行うことができる。

- 2 市は、本件工事開始前及び工期中、随時、建設事業者に対し質問をし、又は説明を求めることができる。建設事業者は、市から質問を受けた場合には、速やかに、回答を行わなければならない。

- 3 市は、前項の回答が合理的でないと判断した場合には、建設事業者と協議を行うことができる。
- 4 市は、工期中、あらかじめ建設事業者へ通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する報告、中間確認、説明又は立会いの結果、本施設等の施工状況がこの契約等及び設計図書等の内容に逸脱していることが判明した場合には、市は、建設事業者に対し、その是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、建設事業者が負担する。
- 6 建設事業者は、工期中に、工事監理者が定める本施設等の検査又は試験のうち、市と建設事業者が協議して定めたものを自ら又は建設企業等が行う場合には、あらかじめ市に対して通知する。この場合において、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 7 建設事業者は、市が第1項、第2項、第4項及び前項に規定する説明要求及び本件工事への立会い等を行ったことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第3節 工事の中止・工期の変更等

第27条（工事の中止）

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって建設事業者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、建設事業者が工事を施工できないと認められるときは、建設事業者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を市に通知しなければならない。

- 2 建設事業者は、履行不能の理由が建設事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れるものとする。
- 3 市は、第1項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を建設事業者へ通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 市又は建設事業者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から14日を経過しても協議が調わないときは、市は事業の継続についての対応を定め、建設事業者へ通知する。
- 5 市は、第1項又は第3項の規定により工事の実施が一時中止された場合（工事の実施の中止が建設事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、建設事業者と協議し、引渡予定日若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用若しくは建設事業者の損害を負担するものとする。

第28条（本件土地が不用となった場合の措置）

工事の完成、要求水準書の変更等によって本件土地が不用となった場合において、当該用地に建設事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（建設事業者が使用する建設企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者に代わって当該物件の処分又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、市が行った処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市が処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第1項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者の意見を聴いて定める。

第29条（工事開始予定日の変更等）

建設事業者は、第27条第1項に規定する場合を除き、工事開始予定日に工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に工事開始予定日の変更を請求することができる。

- 2 建設事業者は、工事開始予定日に工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

第30条（引渡予定日の変更）

建設事業者は、第27条第1項に規定する場合を除き、建設事業者の責に帰すことができない事由により引渡予定日に本施設等を引き渡せないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に引渡予定日の変更を請求することができる。

- 2 建設事業者は、建設事業者の責めに帰すべき事由により引渡予定日に本施設等の引渡しができないと認めるときは、引渡予定日の30日前までに、その理由及び建設事業者の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。
- 3 建設事業者は、引渡予定日に本施設等を引き渡せない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、引渡し遅延による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 4 市は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、引渡予定日の変更を建設事業者に請求することができる。
- 5 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第31条（引渡予定日の変更等に係る協議）

第 27 条第 5 項、第 29 条第 1 項又は前条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項に規定する工事開始予定日又は引渡予定日の変更については、市と建設事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、市がその工事開始予定日又は引渡予定日の変更について定め、建設事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、市が工事開始予定日又は引渡予定日の変更事由が生じた日（第 29 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の場合にあっては、市が工事開始予定日又は引渡予定日の変更の請求又は通知を受けた日、第 27 条第 5 項又は前条第 4 項の場合にあっては、建設事業者が引渡予定日の変更請求を受けた日）から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第4節 損害等の発生

第32条（臨機の措置）

建設事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設事業者は、あらかじめ市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、建設事業者は、その措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、建設事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 建設事業者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

第33条（一般的損害）

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 66 条に規定する損害を除く。）については、建設事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（別紙 4 の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下、次条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

第34条（本施設等の建設に伴い第三者に及ぼした損害）

工事の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、建設事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を

負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき建設事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、建設事業者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び建設事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第5節 本施設等の完成及び引渡し

第35条（建設事業者による本施設等の自主完成検査）

建設事業者は、引渡予定日までに、自らの責任及び費用負担において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第21項に規定する完了検査と併せて、本施設等が本契約等の内容を満たしていることを確認するため、本契約等に従って本施設等の自主完成検査を行う。

- 2 建設事業者は、市に対し、前項の自主完成検査を行う7日前までに、当該検査を行う旨を通知する。
- 3 市は、第1項の自主完成検査に立会うことができる。ただし、建設事業者は、市が立会いを行ったことをもって施設整備業務（設計業務を除く。次条において同じ。）に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 4 建設事業者は、本施設等が第1項に規定する自主完成検査に合格したことを確認した場合、本契約等を満足していることの確認結果、建築基準法第18条第22項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写し並びに別紙4第2号の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し（保険の証書の写しは本施設等が自主完成検査に合格したことを確認した場合のみ。）を添えて速やかに市に報告する。

第36条（市による完成確認）

市は、建設事業者による自主完成検査終了後14日以内に、本施設等が設計図書及び本契約等の内容を満たしていることを確認する完成確認を行う。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、本施設等を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。

- 2 市が前項の確認を行った結果、本施設等が設計図書及びこの契約等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、建設事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、建設事業者が負担する。
- 3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。
 - （1）市は、建設事業者の立会い及び協力の下で確認を行う。
 - （2）配置、外観等の確認は、設計図書等との照合により行う。
 - （3）施設機能、施設設備等の確認は試運転等を行い、設計図書及びこの契約等との照合により行う。
- 4 市は、第1項の確認を行った結果、施設整備業務の重大な未履行がないと確認した場合、建設事業者に対し、工事完成図書の提出を要請する。また、かかる要請に従って建設事業者が工事完成図書を市に提出した場合には、市は、建設事業者に対し、遅滞なく当該各施設に係る竣工検査済書を交付する。

- 5 建設事業者は、市が竣工検査済書を交付したことをもって、本施設等の施設整備業務に係る責任（本条第2項に規定する是正、改善の義務を含む。）を軽減又は免除されるものではない。

第37条（市による本施設等の所有）

市が前条第4項の規定により竣工検査済書を交付した後直ちに、建設事業者は様式1の目的物引渡書を交付し、市に本施設等の引渡しを行い、市は、本施設等の所有権を取得する。

- 2 建設事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、建設事業者は、引渡予定日から引渡し日（引渡予定日以降、本施設等の引渡し前に第48条に基づきこの契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日。）までの間（両端日を含む。）に応じ、部分引渡しに係る請負代金額既払い分を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の違約金を市に支払う。

第38条（契約不適合責任）

市は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、建設事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、建設事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - （1）履行の追完が不能であるとき。
 - （2）建設事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3）工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4）前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市は、引き渡された工事目的物に関し、前条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が確認して直ちにその履行の追完を請求しなければ、建設事業者は、その責任を負わない。

ただし、当該確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 6 第4項及び前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、建設事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を建設事業者へ通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が建設事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する建設事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに建設事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、建設事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 市は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条で規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について契約不適合が生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において、第4項から前項までの規定は適用しない。
- 13 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指示により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、建設事業者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第5章 請負代金額の支払

第39条（請負代金の支払）

建設事業者は、別紙5の支払方法により、市に対し請負代金の請求を行うことができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により第36条第1項の期間内に完成確認をしないときは、その期間を経過した日から完成確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第40条（部分使用）

市は、第37条第1項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を建設事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって建設事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第41条（前金払及び中間前金払）

市があらかじめ前払金を支払うことを定めたときは、建設事業者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を市に請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 市があらかじめ中間前払金を支払うことを定めたときは、建設事業者は、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を市に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第44条第1項の規定により部分払の請求を行った工事においては、請求することができない。
- 4 建設事業者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、市又は市の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、市又は市の指定する者は、建設事業者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を建設事業者に通知しなければならない。
- 5 建設事業者は、第1項の規定による前払金の請求をすることなく第3項の規定による中間前金払の支払を請求することはできない。
- 6 建設事業者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）

から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 7 建設事業者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、建設事業者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第44条の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、建設事業者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、建設事業者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 第7項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と建設事業者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者に通知する。
- 10 市は、建設事業者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により~~を~~計算した額の遅延利息の支払を請求することができる

第42条（保証契約の変更）

建設事業者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

- 2 建設事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

第43条（前払金の使用等）

建設事業者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、動力費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第44条（部分払）

建設事業者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額の範

囲内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、中間前払金の支払の請求を行った工事においては、請求することができない。

- 2 前項の工事材料及び工場製品については、工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。
- 3 建設事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分等の確認を市に請求しなければならない。
- 4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を建設事業者へ通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 6 建設事業者は、第 4 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、市は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、市と建設事業者が協議して定める。ただし、市が第 4 項前段の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、建設事業者へ通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の請負代金相当額} \times \left[\frac{10}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right] - \text{前回までの部分払金の合計額}$$

第45条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

市又は建設事業者は、本施設着工時及び既存体育館解体・撤去工事着工時にそれぞれ物価の変動に基づく請負代金額の改定について協議を行うものとし、その改定方法は、別紙 6 に記載する「物価変動に基づく請負代金額の改定方法」に定めるとおとする。

- 2 市又は建設事業者は、事業期間内で着工日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 3 市又は建設事業者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき市と建設事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、建設事業者へ通知する。

- 5 第2項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第2項中「事業期間内で着工日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、市又は建設事業者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、市又は建設事業者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 8 第6項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、市と建設事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、建設事業者に通知する。
- 9 第4項及び前項の協議開始の日については、市が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、市が第2項、第6項及び第7項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第6章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

第46条（契約期間）

この契約は、市議会の議決に付すべき契約が市議会において契約議決の可決があった日から効力を生じ、この契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和12年3月31日をもって終了する。

- 2 ただし、この契約の終了後においても、この契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、この契約の規定の効力は存続する。

第2節 建設事業者の責めに帰すべき事由による解除

第47条（市の損害賠償請求等）

市は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第50条又は第51条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する損害賠償に代えて、建設事業者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第50条又は第51条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、建設事業者がその債務の履行を拒否し、又は建設事業者の責めに帰すべき事由によって建設事業者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 建設事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）に規定により選任された破産管財人
 - (2) 建設事業者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 建設事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして建設事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息を付した額とする。

- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

第48条（建設事業者の損害賠償請求等）

建設事業者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1）第55条又は第56条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第39条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、建設事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。
- 3 第39条第3項の規定により検査の遅延日数が約定期間の日数を超過約定期間を満了したものと同みなす場合においては、その超過日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

第49条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、建設事業者が次条第1項各号の一に該当するときは、市は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 建設事業者は、前項の規定により保証人が選定し市が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から市に対して、この契約に基づく次の各号に定める建設事業者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - （1）請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として建設事業者既に支払われたものを除く。）
 - （2）工事完成債務
 - （3）契約不適合を保証する債務（建設事業者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - （4）解除権
 - （5）その他この契約に係る一切の権利及び義務（第34条の規定により建設事業者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 市は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する建設事業者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による市の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて市に対して建設事業者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第50条（市の催告による解除権）

市は、建設事業者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）第6条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- （2）正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- （3）工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- （4）第19条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- （5）正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第51条（市の催告によらない解除権）

市は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- （2）第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- （3）この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- （4）引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- （5）建設事業者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （6）建設事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は建設事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （7）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （8）前各号に掲げる場合のほか、建設事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （9）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第55条又は第56条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(11) 建設事業者（建設事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（建設事業者が個人である場合にはその者を、建設事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 建設事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に市が建設事業者に対して当該契約の解除を求め、建設事業者がこれに従わなかったとき。

第52条（談合行為に対する措置）

市は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、建設事業者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 建設事業者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第63条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第63条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 建設事業者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第63条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 建設事業者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 建設事業者（建設事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第53条

第 47 条第 2 項又は第 63 条第 1 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当初契約保証金又は担保をもって第 47 条第 2 項又は第 63 条第 1 項の違約金又は賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の 10 分の 1 に相当する額に不足するときは、建設事業者は、当該不足額を市の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を超過するときは、市は、当該超過額を返還しなければならない。

第3節 市の責めに帰すべき事由による解除

第54条（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 50 条各号又は第 51 条各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第 50 条又は第 51 条の規定による契約の解除をすることができない。

第55条（建設事業者の催告による解除権）

建設事業者は、市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第56条（建設事業者の催告によらない解除権）

建設事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 27 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (2) 市が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

第57条（建設事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 55 条又は前条各号に定める場合が建設事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、建設事業者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第4節 法令の変更・不可抗力による契約解除

第58条（法令の変更による契約の解除）

第64条第3項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、市が本事業の継続が困難となった場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要する場合には、市若しくは建設事業者は、相手方と協議の上、相手方に対して通知をすることによりこの契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の場合の本施設等又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第60条の規定に従う。

第59条（不可抗力による契約解除）

第66条第3項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合かつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、市又は建設事業者は、同条第2項にかかわらず、相手方と協議の上、相手方に通知することによりこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 建設事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
- (2) 建設事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。

- 2 前項の場合の本施設等又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第60条の規定に従う。

第60条（法令の変更・不可抗力による解除の場合の取り扱い）

第58条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第62条の規定に従い処置を行う。

第5節 市の任意による契約解除

第61条（市の任意による解除）

市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、建設事業者にその理由を書面にて通知することにより、この契約を解除することができる。

- 2 市は、前項の規定により契約を解除したことにより建設事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第6節 事業終了に際しての処置

第62条（事業終了に際しての処置）

市は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を建設事業者を支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額（部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部

分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、建設事業者は、解除が第 47 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息を付した額を、解除が第 54 条、第 55 条又は第 56 条の規定によるときにあってはその余剰額を市に返還しなければならない。

- 4 建設事業者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が建設事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 建設事業者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が建設事業者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 建設事業者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 47 条第 3 項、第 50 条又は第 51 条の規定によるときは市が定め、第 54 条、第 55 条又は第 56 条の規定によるときは建設事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び建設事業者が民法の規定に従って協議して決める。

第63条（不正行為に伴う賠償金）

建設事業者は、この契約に関して、第 52 条の各号に該当するときは、市が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、

排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他市が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 市は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金額の10分の1に相当する額を超えるとときは、建設事業者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第37条第1項の規定による工事目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 4 市は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、建設事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、建設事業者の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、建設事業者の代表者であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。
- 5 建設事業者が第1項若しくは第2項又は第52条に規定する賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、建設事業者はその支払わない額に市の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息を付した額を市に支払わなければならない。

第7章 法令の変更

第64条（法令の変更）

建設事業者は、法令の変更により、この契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に対して通知しなければならない。

- 2 建設事業者は、履行不能状況が継続する期間中、この契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、建設事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、建設事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに建設事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内にこの契約の変更（引渡予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、市は、法令の変更への対応方法（引渡予定日の変更を含む。）を建設事業者に通知し、建設事業者はこれに従い本事業を継続する。

第65条（法令の変更による費用・損害の扱い）

法令の変更により、建設事業者の本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令の変更については建設事業者が負担する。なお、建設事業者の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、次の各号にかかわらず、建設事業者が全て負担する。

- (1) 本施設等の整備及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、本施設等の整備及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。
 - (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）
 - (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更
 - (4) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 法令の変更により、本事業の実施について建設事業者の負担する費用が減少した場合、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じて請負代金額の減額を行い、それ以外の法令の変更については請負代金額の減額を行わない。

第8章 不可抗力等

第66条（不可抗力）

建設事業者は、不可抗力の発生により、この契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に通知しなければならない。

- 2 建設事業者は、履行不能状況が継続する期間中、この契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、建設事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、建設事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに建設事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内にこの契約の変更（引渡予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法（引渡予定日の変更を含む。）を建設事業者に通知し、建設事業者はこれに従い本事業を継続する。

第67条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

市は、不可抗力により、建設事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、建設事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、建設事業者の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、建設事業者が全て負担する。

- 2 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

（1）工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3）仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 3 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第1項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第68条（第三者の責めに帰すべき事由による本施設等の損害）

第 37 条第 1 項に規定する本施設等の引渡しまでの間に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設等に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、建設事業者の責任及び費用負担において行い、第 37 条第 1 項に規定する本施設等の引渡し後に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設等に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、市の責任及び費用負担において行う。

- 2 前項に基づき建設事業者が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、建設事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、建設事業者は、本施設等の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下本条において「本施設等の損害の状況等」という。）を市に通知しなければならない。
- 3 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の本施設等の損害の状況等を確認し、その結果を建設事業者に通知しなければならない。
- 4 建設事業者は、前項の規定により本施設等の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた本施設等をこの契約に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第 16 条第 4 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を市に請求することができる。ただし、第三者による本施設等への損害が建設事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を建設事業者が負担するものとする。
- 5 市は、前項の規定により建設事業者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）を負担しなければならない。
- 6 第 1 項に基づき市が第三者に対する損害賠償の請求を行う場合において、市が請求するときは、建設事業者は、市の請求に従い、本施設等の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を市に通知しなければならない。

第 9 章 知的財産権等

第69条（著作物の利用及び著作権）

市は、設計図書等及び本施設等について、市の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、この契約の終了後も存続する。ただし、建設事業者固有の技術等に関する事項を市が使用するに際しては、建設事業者と協議を行うものとする。

- 2 設計図書等及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作物の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下、この条から第 9 条までにおいて「著作権等」という。）のうち建設事業者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を本施設の引渡し時に市に無償で譲渡する。
- 3 設計図書等及び本施設が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合における著作者の権利に関して、建設事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。

- (1) 著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 26 条の 2 第 1 項、第 26 条の 3 に規定する権利の行使
- (2) 著作権の譲渡及び承継

第70条（著作権の侵害の防止）

建設事業者は、設計図書等及び本施設を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではないことを市に保証する。

- 2 建設事業者は、前条第 1 項又は第 3 項に規定する市による設計図書等及び本施設の利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、市のために必要な許諾等を取得する。
- 3 建設事業者は、設計図書等及び本施設を利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、建設事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、建設事業者は、市に対し、市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生がこの契約のいずれにも基づかない市の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。

第71条（特許権等の使用）

建設事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、建設事業者がその存在を知らなかったときは、市は、建設事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10章 その他

第72条（公租公課の負担）

この契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て建設事業者の負担とする。

- 2 市は、建設事業者に対して請負代金額に係る消費税及び地方消費税を除き、一切租税を負担しない。

第73条（建設事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）

この契約の規定により市が増加費用若しくは損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本事業を行うため建設事業者が第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、市が負担し、若しくは賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

第74条（遅延損害金）

市又は建設事業者が、この契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

第75条（秘密保持）

建設事業者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
 - (8) 市が市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 建設事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 建設事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、建設事業者による違反とみなす。
 - 4 建設事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務（法令上守秘義務を負う者は当該法令上の守秘義務で足りるものとする。）を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

- 5 前項の場合において、建設事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するものがないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 建設事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を市に通知しなければならない。建設事業者は、保管場所について、市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

第76条（個人情報保護）

建設事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、市が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から建設事業者が作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び小樽市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第25号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

- 2 建設事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 建設事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、建設事業者による違反とみなす。
- 4 建設事業者は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することはできない。
- 5 建設事業者は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。
- 6 建設事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、市に対し、速やかに報告する。
- 7 市は、必要に応じて、建設事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、建設事業者は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 建設事業者は、本事業の業務が終了後、市に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。
- 9 前8項に定める他、建設事業者は、個人情報の保護に関する事項について、市の指示に従わなければならない。
- 10 建設事業者は、建設事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者に前9項に定める建設事業者の義務と同様の義務を課すものとする。

第77条（情報通信の技術を利用する方法）

この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第78条（この契約の変更）

この契約は、市及び建設事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

第79条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項について、小樽市契約規則（以下「市契約規則」という。）及び小樽市保証工事に対する前金払に関する規則（以下「市前金払規則」という。）に定めのある場合は、市契約規則及び市前金払規則に定めるところによるものとし、市契約規則及び市前金払規則に定めのない場合は、市と建設事業者が協議して定めるものとする。

第80条（疑義の解釈）

この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び建設事業者が誠実に協議の上、これを定める。

- 2 この契約、入札説明書等及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、この契約、入札説明書等に関する質問に対する回答、要求水準書、入札説明書、事業者提案（ただし、事業者提案の内容が、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して事業者提案はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

第81条（あっせん又は調整）

この契約書の各条項において、市と建設事業者が協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに、市が定めたものに建設事業者が不服がある場合その他この契約に関して市と建設事業者との間に紛争を生じた場合には、市及び建設事業者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他建設事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争については、第20条第3項の規定により建設事業者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後、又は市若しくは建設事業者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び建設事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第82条（仲裁）

市及び建設事業者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第83条（下請代金の支払事項等の遵守）

建設事業者は、この契約により請負った工事を第三者に請け負わせた場合は、建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第24条の2（下請負人の意見の聴取）、第24条の3（下請代金の支払）、第24条の4（検査及び引渡し）、第24条の5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）、第24条の6（下請負人に対する特定建設業者の指導等）及び第24条の7（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）の規定を遵守しなければならない。

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「本施設」とは、要求水準及び事業者提案に基づいて整備される小樽市新総合体育館及び屋外施設をいう。
- 2 「既存体育館」とは、要求水準及び事業者提案に基づいて解体・撤去される小樽市総合体育館をいう。
- 3 「本施設等」とは、「本施設」及び「既存体育館」の総称をいう。
- 4 「施設整備業務」とは、設計施工一括請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて本施設等を整備する業務をいう。
- 5 「設計施工一括請負契約」とは、市と建設事業者との間で締結する「小樽市新総合体育館整備事業設計請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と建設事業者との間で締結される一切の覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 6 「事業期間」とは、この契約締結日を開始日とし、理由の如何を問わずこの契約が終了した日又は令和12年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 7 「建設事業者」とは、設計施工一括請負契約の当事者となる構成員をいう。
- 8 「構成員」とは、入札説明書等により選定された事業者グループである事業者のうち、市と直接契約を締結する法人をいう。
- 9 「請負代金額」とは、本事業において設計施工一括請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて市が建設事業者を支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 10 「事業年度」とは、事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。
- 11 「指示等」とは、この契約等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除の総称をいう。
- 12 「代表企業」とは、事業者の代表となる構成員をいう。
- 13 「入札説明書等」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 14 「事業者提案」とは、本事業に関する応募手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（事業者募集手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 15 「引渡日」とは、建設事業者が市に本施設等を実際に引き渡す日をいう。
- 16 「引渡予定日」とは、建設事業者が市に本施設等を引き渡す予定日をいい、本施設の引渡予定日は令和11年2月28日（解体・撤去工事は令和12年3月31日）をいう。
- 17 「本件土地」とは、小樽市花園5丁目2番4号の土地をいう。
- 18 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。な

お、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。

- 19 「要求水準書」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した資料である「小樽市新総合体育館整備事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。

別紙２ 事業日程

内容	日時
設計施工一括請負契約日	令和 7 年 12 月頃
事業期間	設計施工一括請負契約締結日～令和 12 年 3 月末日
設計・第 1 期建設期間 (本施設の建設、仮設駐車場の 整備等)	設計施工一括請負契約締結日～令和 11 年 2 月末日
引渡し日 (第 1 期)	令和 11 年 2 月末日まで
開業準備期間	令和 11 年 3 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月末日
運営開始日	令和 11 年 4 月 1 日
第 2 期建設期間 (既存体育館の解体・撤去等)	運営開始日～令和 12 年 3 月末日
引渡し日 (第 2 期)	令和 12 年 3 月末日まで

別紙 3 業務の委託又は請負企業一覧

建設事業者から受託し、又は請け負う業務内容【 設計・工事監理業務 】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者から受託し、又は請け負う業務内容【 設計・工事監理業務 】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者から受託し、又は請け負う業務内容【 建設業務 】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者から受託し、又は請け負う業務内容【 建設業務 】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者から受託し、又は請け負う業務内容【 建設業務 】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

別紙 4 保険

建設事業者は、次の要件を満たす保険契約を締結しなければならない。

なお、提案書類において、以下に記載する条件を超える事業者提案が行われた場合には、その提案内容の保険契約を締結するものとする。

また、保険契約に加えて他の種類の保険契約を締結することを事業者提案とした場合には、提案した保険も併せて加入するものとする。

建設事業者は、保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく市に提示し、かつ市の承諾なく保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をし、又は保険契約者に同様の変更若しくは解約をさせてはならない。

(1) 建設工事保険

被保険者	： 施設整備業務のうち建設業務に従事する企業及び市
保険対象	： 設計施工一括請負契約に示す業務内容のうち、建設業務
保険期間	： 工事着手予定日を始期とし、建設業務完了日を終期とする
保険金額	： 請負代金額のうち、建設業務に係る費用
補償内容	： 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	： 1 事故あたり 100,000 円以下
その他	： 市を追加被保険者とする

(2) 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

被保険者	： 施設整備業務のうち建設業務に従事する企業及び市
保険期間	： 工事着手予定日を始期とし、建設業務完了日を終期とする
填補限度額	： 身体賠償 1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上 財物賠償 1 事故あたり 1 億円以上
補償内容	： 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	： 1 事故あたり 100,000 円以下
その他	： 市を追加被保険者とする

別紙 5 請負代金額の算出方法及び請負代金額等の支払方法

1 請負代金額の構成

建設事業者が実施する施設整備業務に係る対価は、次の費用で構成される。

表 1 請負代金額の構成

項目	内訳	内訳に含まれる費用	
施設整備業務に係る費用 (請負代金額)	施設整備業務に係る費用	設計費等	設計業務費（調査費を含む）、確認申請等の手続きに要する諸費用
		建設・工事監理費等	建設業務費（外構工事費、仮設駐車場整備費、建設業務に含む備品に係る費用を含む）、工事監理費、既存体育館の解体・撤去工事業務費（アスベスト調査費及びアスベスト除去費を含む）、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用

2 請負代金額の支払方法

(1) 支払時期

市は、請負代金額について、次のとおり設計業務完了払、出来高払、最終年度は請負代金額の精算払を行う。

支払計画は、次のとおりとし、竣工検査等支払に必要な手続きは、本契約に定めるもののほか市契約規則の定めるところによる。なお、設計業務完了払については、検査に合格したときに、支払いを請求することができる。

令和 8 年 6 月 基本設計業務完了払金

令和 8 年 12 月 実施設計業務完了払金

令和 9 年 4 月 出来高払金（建設・工事監理業務）

令和 10 年 4 月 出来高払金（建設・工事監理業務）

令和 11 年 3 月 請負代金額（解体・撤去業務を除く）の残額

令和 12 年 4 月 請負代金額（解体・撤去業務等）の残額

(2) 支払金額

ア この契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

令和 7 年度	0 円
---------	-----

令和 8 年度	円
---------	---

令和 9 年度	円
---------	---

令和 10 年度	円
----------	---

令和 11 年度	円
----------	---

イ 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。

令和 7 年度	0 円
---------	-----

令和 8 年度	円
---------	---

令和 9 年度	円
---------	---

令和 10 年度	円
----------	---

令和 11 年度	円
----------	---

ウ 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、アの支払限度額及び前項の出来形予定額を変更することができる。

別紙6 物価変動に基づく請負代金額の改定方法

施設整備業務のサービス対価の改定に関する基本的な考え方

- ・ 新総合体育館の請負代金額（公租公課を除く。）については、この契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和7年1月（入札公告時）の「「建築費指数・標準指数（東京）・工事原価—体育館（S）」（一般財団法人建設物価調査会）」を用い、着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。
- ・ 既存体育館の解体・撤去工事の請負代金額（公租公課を除く。）については、この契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和7年1月（入札公告時）の国土交通省公表の「公共工事設計労務単価 — 全職種 — 全国（国土交通省）」を用い、着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。
- ・ 物価変動による請負代金額の改定は、次式によって表されるものとする。

① 物価変動率

$$= \left[\text{工事着工日の属する月の「建築費指数・標準指数（東京）・工事原価—体育館（S）」} \right] \div \left[\text{令和7年1月の「建築費指数・標準指数（東京）・工事原価—体育館（S）」} \right] - 1$$

- ※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※ 既存体育館の解体・撤去工事については、「建築費指数・標準指数（東京）・工事原価—体育館（S）」を「公共工事設計労務単価 — 全職種 — 全国」に読み替える。

物価変動率>0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率<-0.015の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

- ※ 施設整備費は、新総合体育館については別紙5表1「施設整備業務に係る費用」のうち「建設業務費」のみ、既存体育館の解体・撤去工事については別紙5表1「施設整備業務に係る費用」のうち「既存体育館の解体・撤去業務費」のみとする。なお、「建設業務費」は建設事業者が提出する提案書「様式G-1見積書（内訳書）」の「3. 建設業務費」に該当し、「既存体育館の解体・撤去業

務費」は「様式 G－1 見積書（内訳書）」の「4. 既存体育館の解体・撤去工事業務費」にそれぞれ該当する。

様式 1 目的物引渡書

目的物引渡書

令和 年 月 日

様

建設事業者 住所
名称
代表者

小樽市新総合体育館整備事業設計施工一括請負契約書第 37 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり本施設及び本施設内の設備・備品等を引き渡します。

記

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡年月日		
立会人	小樽市	
	事業者	

以上

【事業者名称】様

上記のとおり、令和【 】年【 】月【 】日付で本施設及び施設内設備・備品の引渡しを受けました。